

一般社団法人あそび庁定款

令和 4年 4月 5日 作成

# 一般社団法人あそび庁定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人あそび庁と称し、英文表記を J a p a n A s o b i A g e n c y、略称を J A A とする。

(目的)

第2条 当法人は、あそびに関する情報の共有と提供、環境の整備、人材の育成に関する事業等を行い、心身の健全育成と地域福祉の向上に寄与することを目的とするとともに、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 全世代に向けたあそびの普及、啓発に関する事業
  - (2) 各種イベント、セミナー、講演会、交流会等の企画、立案、運営及び実施に関する事業
  - (3) 子どもの健全育成、保育、育児等についての調査、研究、企画、立案及び実施に関する事業
  - (4) 保育、育児、子育て等への相談、支援及び援助に関する事業
  - (5) 指導員、講師等各種人材の教育、育成、研修及び指導に関する事業
  - (6) 各種検定、資格試験の企画、運営、実施及び資格認定に関する事業
  - (7) 出版業並びに書籍、会報、教材等の企画、デザイン、編集、印刷、制作、発行及び販売に関する事業
  - (8) 関連企業、団体、組織の育成、活性化等についての調査、研究、分析、相談、支援、情報の提供及びコンサルティングに関する事業
  - (9) 行政、自治体、関連団体、個人等に対する連絡、協力、調整、連携、交流、提言及び支援に関する事業
  - (10) 前各号に附帯又は関連する一切の事業
- 2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を東京都板橋区に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する。

## 第2章 会 員

(入会及び会員区分)

第5条 当法人の会員は次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」とする。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 公認指導者会員 当法人より認定された者

- (3) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- 2 当法人の会員となるには、当法人が別に定めるところにより当法人の代表理事に申し込み、その承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第 6 条 会員は社員総会の定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 入会金及び会費の額は社員総会において定める。
- 3 納付した入会金及び会費は、理由の如何を問わず返還しない。

(任意退会)

第 7 条 会員は、当法人が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、やむを得ない事由があるときを除き、1 か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(資格の喪失)

第 8 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (3) 会費の納入が継続して1年以上されなかったとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 総社員の同意があったとき

(除名)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当する場合等、除名すべき正当な事由があるときには、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の多数による決議に基づいて除名することができる。この場合、その会員に対し、その社員総会の日から一週間前までにその旨を通知するとともに、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の定款、規則又は社員総会の議決に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷付け、又は目的に反する行為をしたとき

(社員名簿)

第 10 条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

### 第3章 社員総会

(社員総会の招集時期)

第 11 条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要がある場合に招集する。

(社員総会の招集権者)

第 12 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 社員総会の招集通知は、会日より5日前までに各社員に対して発する。

(社員総会の議長)

第 13 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議決権の数)

第 14 条 社員は、各 1 個の議決権を有する。

(社員総会の決議)

第 15 条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 49 条第 2 項各号所定の特別決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(議事録)

第 16 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事が前項の議事録に署名又は記名押印する。

3 前項の議事録は、社員総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

## 第 4 章 理事

(理事の員数及び選任)

第 17 条 当法人の理事は、1 名以上とする。

第 18 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとし、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は在任理事の任期の残存期間と同一とする。

3 理事は、辞任又は任期終了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(代表理事)

第 19 条 当法人の理事が 2 名以上ある場合は、そのうち 1 名以上を代表理事とし、理事の互選によってこれを定める。

(理事の報酬及び退職慰労金)

第 20 条 理事の報酬及び退職慰労金は、社員総会の決議により定める。

## 第 5 章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第 21 条 当法人は、社員総会の決議により、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第 22 条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第 23 条 基金は、定時社員総会が決定したところに従って返還する。

## 第 6 章 計算

(事業年度)

第 24 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 25 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

## 第 7 章 附則

(最初の事業年度)

第 26 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

(設立時役員)

第 27 条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりである。

設立時理事 小山 亮二

設立時理事 小山 佳代子

設立時代表理事 小山 亮二

(設立時社員)

第 28 条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

東京都板橋区蓮根三丁目 1 4 番 1 2 - 4 0 2 号

設立時社員 小山 亮二

東京都板橋区蓮根三丁目 1 4 番 1 2 - 4 0 2 号

設立時社員 小山 佳代子

(法令の準拠)

第 29 条 この定款に規定のない事項は、すべて一般法人法並びにその他の法令に従う。